

○いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成26年9月24日いわき市規則第39号

改正

令和2年3月31日いわき市規則第17号

令和4年3月31日いわき市規則第16号

令和5年3月31日いわき市規則第18号

いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年いわき市条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の基準)

第2条 条例第7条第7項の規則で定める設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 放送聴取設備
- (2) 映写設備
- (3) 水遊び場
- (4) 園児洗浄用設備
- (5) 図書室
- (6) 会議室

(職員の配置の基準)

第3条 条例第9条第5項の規則で定める職員は、次に掲げるものとする。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

(技術的読替え)

第4条 条例第15条の規定によりいわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年いわき市条例第61号)第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条から第12条まで、第14条(第4項ただし書を除く。)、第18条、第19条、第24条第7号、第25条(後段を除く。)並びに第29条の規定を準用する場合には、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条の見出し	最低基準	設備運営基準
第4条第1項	最低基準	いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準（次項において「設備運営基準」という。）
第4条第2項	最低基準	設備運営基準
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第5条第2項	児童の	園児の
第8条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第9条の見出し（職員の基準について準用する場合に限る。）	他の社会福祉施設を併せて設置する	他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる
	設備及び職員	職員
第9条の見出し（設備の基準について準用する場合に限る。）	他の社会福祉施設を併せて設置する	他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる
	設備及び職員	設備
第9条第1項（職員の基準について準用する場合に限る。）	他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ	その運営上必要と認められるときは、
	設備及び職員	職員
	併せて設置する社会福祉施設	他の学校又は社会福祉施設
第9条第1項（設備の基準について準用する場合に限る。）	他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ	その運営上必要と認められるときは、
	設備及び職員	設備
	併せて設置する社会福祉施設	他の学校、社会福祉施設等

第9条第2項（職員の基準について準用する場合に限る。）	入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員	園児の保育に直接従事する職員
	保育所の設備及び職員については、	他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、
第9条第2項（設備の基準について準用する場合に限る。）	入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所
	保育所の設備及び職員については、	他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、
第10条の見出し	入所した者	園児
第10条	入所している者	園児
	又は入所	又は入園
第11条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第12条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに
第14条第1項	保育所	幼保連携型認定こども園
	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第9条	いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条において準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等

第14条第2項及び第3項	入所している者	園児
第14条第5項	児童の	園児の
第18条	利用者	園児
第19条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第19条第2項	援助に関し	教育及び保育並びに子育ての支援について
第24条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第24条第7号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に掲げる耐火建築物をいう。以下このアにおいて同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に掲げる準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に掲げる耐火建築物
第24条第7号イ	施設又は設備	設備
第24条第7号ウ	施設及び設備	設備
第24条第7号カ	乳幼児	園児
第25条各号列記以外の部分	第14条第1項	いわき市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条において準用する第14条第1項
	幼児	園児
第25条第1号及び第4号	幼児	園児
第25条第5号	乳幼児	園児
第29条第1項	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保

		育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所している乳幼児	園児
	保育の	教育及び保育の
第29条第2項	保育所の長	園長
	乳幼児	園児

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日いわき市規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日いわき市規則第16号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日いわき市規則第18号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。